

平成29年の労働・社会保険手続き／給与計算の年間スケジュール

月	内 容	提出書類	備 考	期 限 (H29)
毎月	前月分の源泉所得税額の納付		管轄税務署	毎月10日
	前月分の住民税 特別徴収税額の納付		各市区町村	毎月10日
	社会保険料の納付		管轄年金事務所	毎月末
1月	年末調整の事務処理	「源泉徴収票等の法定調書合計表」、提出対象者の「源泉徴収票(税務署提出用)」	該当する各支払調書を記入・添付し税務署へ提出	1月31日(火)
		「給与支払報告書(総括表)、2枚」、「源泉徴収票(市区町村提出用、2枚)」	1月1日現在の住所地(現住所)の市区町村へ提出	1月31日(火)
	労働保険料納付(第3期:12月1日~3月31日)			納期限1月31日(火)
3月	退職者	[キリン通信744号参照] 「給与所得者異動届出書」(住民税納付先市区町村へ)	住民税は一括徴収「源泉徴収票」の発行	異動届出書、翌月10日まで
4月	新入社員の入社	[[キリン通信744号参照]	「扶養控除等(異動)申告書」を預かる(本人記載)	提出期限 雇用保険:入社日の翌月10日まで 社会保険:入社日より5日以内
	給与額改定(昇・降給)	昇給後3ヵ月間の給与額により 「健康・厚生保険 被保険者報酬月額変更届」		
6月	住民税の特別徴収税額の改定		本人へ通知書(納税義務者用)を配布	
7月	労働保険料の算定・申告及び納付	「労働保険 概算・確定保険料申告書」	前年度の確定保険料と今年度の概算保険料を算定し、申告 → 金融機関にて納付	納期限7月10日(月) (全期、第1期:4月1日~7月31日)
	健康保険・厚生年金保険料の見直し(定時決定)	「健康・厚生保険 被保険者報酬月額算定基礎届」又は「被保険者報酬月額変更届」	4月~6月の各給与額(通勤手当を含む)を基に、9月以降の標準報酬月額を改定	提出期限 7月10日(月)
	夏季賞与	[キリン通信744号参照]		支給日より5日以内
	健康保険 被扶養者認定状況の確認(検認)	「健康保険 被扶養者調書」 「健康保険 被扶養者資格確認総括表」	18歳未満の子を除く被扶養者の年齢、職業、収入等を記載、提出	8月1日(平成28年度の全国健康保険協会の場合)
9月	定時決定で改定した保険料等級へ変更 厚生年金保険料率の改定		10月支給の給与分より改定	
10月	労働保険料納付(第2期:8月1日~11月30日)			納期限10月31日(火)
12月	冬季賞与 年末調整	[キリン通信744号参照]	年末調整処理後、源泉徴収票(受給者交付用)を本人へ交付	夏季賞与に同じ

※平成28年12月現在の法令に基づいた予定です。